

議案第 17 号

印西市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

印西市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 17 日提出

印西市長 藤代 健吾

印西市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

印西市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 52 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

企業職員で、常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和 25 年法律第 26 1 号）第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）第 6 条第 1 項又は第 2 項に掲げるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）及び一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成 19 年条例第 24 号）第 4 条第 1 項に規定する任期を定めて採用されるもの（以下「任期付短時間勤務職員」という。）（以下これらを「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

第 17 条第 2 項を次のように改める。

- 職員が部分休業（当該職員がその修学始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇及び介護時間（職員が配偶者（届出をしな

いが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、2親等以内の親族その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、組合休暇又は修学部分休業（当該職員が教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部（当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に2分の1を乗じて得た時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第18条の2の次に次の1条を加える。

（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）

第18条の3 印西市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和7年条例第号）第2条の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

第19条を次のように改める。

（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与）

第19条 企業職員で地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与の種類は、報酬、期末手当及び勤勉手当（以下この条において「報酬等」という。）とする。

2 前項の報酬等の支給については、印西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第14号）の例による。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（特定職員の適用除外）

第20条 第6条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間職員には適用しない。

2 第6条及び第7条の規定は、一般職の任期付職員の採用に関する条例第3条及び第4条の規定により採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

3 第4条、第6条、第7条及び第13条の2の規定は、地方公務員法第22

条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員には適用しない。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 17 号 審議資料

印西市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 52 年条例第 17 号）の一部を改正する条例の制定について

1 改正の要旨

- (1) 修学部分休業の承認を受けた職員の給与の減額について規定するもの
- (2) 自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与について規定するもの
- (3) 給与の種類、会計年度任用職員の給与及び適用除外について改正を行うもの

2 改正の理由

- (1) 印西市企業職員の修学部分休業及び自己啓発等休業に関する給与に係る規定を加えるもの
- (2) 一般行政職員の給与の種類及び基準に合わせて所要の改正を行うもの

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| 第 1 条 (略) (給与の種類) | 第 1 条 (略) (給与の種類) |
| 第 2 条 <u>企業職員で、常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u> 、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）第 6 条第 1 項又は第 2 項に掲げるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）及び一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成 19 年条例第 24 号）第 4 条第 1 項に規定する任期を定めて採用されるもの（以下「任期付短時間勤務職員」という。）（以下これらを「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 | 第 2 条 <u>企業職員で常時勤務を要するもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</u> |
| 2 及び 3 (略) | 2 及び 3 (略) |
| 第 3 条～第 16 条 (略) (給与の減額) | 第 3 条～第 16 条 (略) (給与の減額) |
| 第 17 条 (略) | 第 17 条 (略) |
| 2 <u>職員が部分休業（当該職員がその修学始期に達するまでの子を養育す</u> | 2 <u>職員が部分休業（当該職員がその 3 歳に満たない子を養育するため 1</u> |

るため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇及び介護時間（職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、2親等以内の親族その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、組合休暇又は修学部分休業（当該職員が教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部（当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に2分の1を乗じて得た時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第18条及び第18条の2（略）

（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）

第18条の3 印西市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和7年条例第 号）第2条の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与）

第19条 企業職員で地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与の種類は、報酬、期末手当及び勤勉手当（以下この条において「報酬等」という。）とする。

2 前項の報酬等の支給については、印西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第14号）の例による。

（特定職員の適用除外）

第20条 第6条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間職員には適用しない。

2 第6条及び第7条の規定は、一般

日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は介護休暇及び介護時間（職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、2親等以内の親族その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第18条及び第18条の2（略）

（非常勤職員の給与）

第19条 企業職員で職員以外のものについては、職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

職の任期付職員の採用に関する条例
第3条及び第4条の規定により採用
された職員及び地方公務員の育児休
業等に関する法律第18条第1項の
規定により採用された職員には適用
しない。

3 第4条、第6条、第7条及び第13
条の2の規定は、地方公務員法第22
条の2第1項第2号に掲げる職員に
は適用しない。

(委任)

第21条 (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から
施行する。

(委任)

第20条 (略)